

越前町体育施設利用方法

【利用者の遵守事項】

- 1 体育施設内、学校敷地内は禁煙です。
- 2 鍵の貸出・返却および施設利用方法は、受付の指示に従ってください。合鍵を作ったり、第三者に貸し出したりしないようにしてください。
- 3 施設において、他者の使用を妨げる行為をしないようにしてください。
- 4 使用許可に係るもの以外の場所または備品を使用しないでください。
- 5 教育委員会の許可なく次にあげる行為をしないでください。
 - ア 仮設工作物の設置またはその他設備等の設置（団体・個人の用具等は施設に常時置いておくことはできません。施設利用終了後は撤収してください。）
 - イ 施設における広告物等の掲示または配布（ポスター、チラシ等）
 - ウ 物品の展示または販売
- 6 環境への配慮から、「節電」、「節水」、「アイドリングストップ」にご協力ください。
- 7 団体の代表者は、「越前町体育施設利用方法」を熟読し、団体内に周知してください。
- 8 利用者は、けがや賠償責任を負うおそれのある事故に対応できるよう、できるだけ傷害保険・賠償責任保険に加入してください。
- 9 A E Dが必要となる可能性があるため、日頃から使用方法を確認してください。
- 10 利用時間を守ってください。（準備・片付け・清掃等に係る時間は利用時間に含まれます。）
- 11 利用中、事故・怪我等生じた際には、利用団体で応急措置等の対応をして、必要に応じスポーツ振興課まで報告をお願いします。
- 12 利用を中止や利用時間等の変更をする場合には事前にスポーツ振興課、または受付したコミュニティーセンターに連絡してください。

【利用者の原状回復義務】

- 1 活動終了後は、清掃や身の回り等の整理整頓を行ってください。
- 2 グラウンド使用後は、グラウンドレーキ等で整備してください。
- 3 体育館・武道場の使用後は、床をモップ掛けしてください。
- 4 使用した用具等を所定の位置に戻し、整理整頓してください。
- 5 ごみは施設に設置されたゴミ箱に入れず持ち帰ってください。
- 6 使用したアリーナ・トイレ・通路等の照明を消灯してください。
- 7 ドア・窓等の施錠確認をしてください。
- 8 水道が出しっぱなしになっていないか確認してください。
- 9 トイレを使用した場合は、適宜清掃してください。
- 10 施設の建物、設備または備品を汚損、毀損、または滅失しないよう留意してください。
- 11 施設を傷めたり汚したりした場合は、速やかにスポーツ振興課、開放施設校および受付コミュニティーセンターに連絡してください。

- 12 施設の破損、汚損等の原因が利用者にある場合は、責任をもって修理、修復していただきます。

【利用の制限について】

- 1 各体育施設の利用方法、条例および規則等を遵守しない場合、もしくは学校長の指示に従わない場合は利用の取消・停止をする場合があります。
- 2 施設の保守・管理または利用に著しい支障が生じたとき、その他公益上やむを得ない事情が生じたときは施設の開放を停止します。

【問合せ先】

〒916-0147 越前町内郡 13-19-3

越前町生涯学習センター内 越前町教育委員会スポーツ振興課

TEL：0778-34-8730 FAX:0778-34-2720